官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（一九）　二
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇）　三
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**二〇）　三
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**五）　四
〔**その他告示**〕
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を設置した件（**厚生労働**六二）　四
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を廃止した件（**同**六三）　五
○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件（**同**六四）　五
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止を許可した件（**同**六五）　六
○保安林の指定をする件（**農林水産**二七九～二八六）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**五九～六二）　七
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**五六、五七）　七
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**一五～一七）　七
〔**国会事項**〕
〔**人事異動**〕
内閣　内閣府　八
〔**叙位・叙勲**〕　八
〔**皇室事項**〕　八
〔**官庁報告**〕
官庁事項　八
登録生存講習機関の登録に関する公示（国土交通省）　八
登録消火講習機関の登録に関する公示（同）　九
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一〇
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（青森労働局最低工賃公示一）　一〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配三五）　一〇
〔**公　告**〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係　一一
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一一
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（政令第十九号）（法務省）

1　題名の改正

題名を「マンションの再生等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令」に改める。（題名関係）

2　各事業を施行又は実施する者による代位登記

マンション再生事業を施行する者、マンション等売却事業を実施する者又はマンション除却事業を実施する者は、それぞれマンション再生事業の施行、マンション等売却事業の実施又はマンション除却事業の実施のため必要があるときは、不動産の表題登記等を所有者等に代わって申請することができるものとする。（第二条関係）

3　マンション再生事業に関する登記

(1)　権利変換手続開始の登記を申請する場合には、都道府県知事からマンション再生事業を施行する組合の設立等が認可された旨の公告があったことを証する情報を申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第四条第一項関係）

(2)　マンション更新事業を施行する者は、権利変換期日後の土地に関する権利についての登記の申請と同時に、区分建物に関する敷地権の登記がある更新前マンションについて、敷地権の消滅を原因とする建物の表題部の変更の登記を申請しなければならないものとする。（第五条第四項関係）

(3)　マンション更新事業を施行する者は、更新前マンションが滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならず、その場合には、権利変換計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第六条関係）

⑷　マンション更新事業を施行する者は、マンション更新事業の施行によりマンションの更新がされた後のマンションに関する権利についての登記の申請と同時に、更新前マンションについて、建物の表題部の登記の抹消の申請をしなければならないものとする。（第七条第四項関係）

4　マンション等売却事業に関する登記

⑴　分配金取得手続開始の登記を申請する場合には、都道府県知事からマンション除却敷地売却事業を実施する組合の設立等が認可された旨の公告があったことを証する情報を申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第九条第一項関係）

⑵　除却敷地売却マンション及びその敷地について二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とする場合の順序を定める。（第十条第三項関係）

⑶　売却敷地について二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とする場合の順序を定める。（第十条第四項関係）

⑷　マンション除却敷地売却事業を実施する者は、除却敷地売却マンションが滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならず、その場合には、分配金取得計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十一条関係）

5　マンション除却事業に関する登記

⑴　補償金支払手続開始の登記又は補償金支払手続開始の登記の抹消を申請する場合には、都道府県知事からマンション除却組合の設立が認可され、又はその認可が取り消された旨の公告があったことを証する情報を申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十二条関係）

⑵　権利消滅期日後に行う除却マンションに関する権利についての登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によってしなければならず、その場合には、マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の四十三第一項の規定により登記の申請をする旨を申請情報の内容とし、かつ、補償金支払計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十三条関係）

⑶　マンション除却事業を実施する者は、除却マンションが滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならず、その場合には、補償金支払計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十四条関係）

6　その他

その他所要の改正を行う。

7　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二十号）（環境省）

1　旧公益信託法の規定から新公益信託法の規定への改正

⑴　国際協力排出削減量の信託の記録手続について、旧公益信託法の規定を新公益信託法の規定に改める。（第十一条関係）

⑵　受託者の変更について、旧公益信託法の規定を削り、新公益信託法の受託者の任務終了事由の追加に伴う規定の整備を行う。（第十六条関係）

⑶　嘱託による信託の記録の変更について、公益信託法の全部改正により廃止された主務官庁制の規定を削る。（第十八条及び第十九条関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、新公益信託法の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

―――――――――――――

政　令

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十九号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びにマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九十三条、第百十七条及び第百六十三条の四十九の規定に基づき、この政令を制定する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令

第一条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、「第百五十七条」の下に「、第百六十三条の四十九」を加える。

第二条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第十号」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「同項第九号」を「法第四条第二項第六号」に改め、「実施する者」の下に「、マンション除却事業（法第二条第一項第二十五号に規定するマンション除却事業をいう。以下同じ。）を実施する者」を加え、「同項第十二号」を「同項第二十八号」に、「施行又は」を「施行、若しくは敷地分割事業」を「の実施、マンション除却事業の実施又は敷地分割事業」に改める。

第四条第一項中「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第五条第四項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「第二条第一項第六号」を「第七条第二号」に改める。

第六条の見出し中「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、同条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

第七条の見出し中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　マンション更新事業（法第二条第一項第七号に規定するマンション更新事業をいう。）を施行する者は、法第八十二条第一項の登記の申請と同時に、更新前マンション（法第二条第一項第十二号に規定する更新前マンションをいう。）について、建物の表題部の登記の抹消の申請をしなければならない。

第九条第一項中「法第百二十三条第一項の」を「同項に規定する」に改める。

第十条第二項中「おいて」の下に「売却マンション（法第二条第一項第二十一号に規定する売却マンションをいう。）及びその敷地について」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項の場合において、除却敷地売却マンション（法第二条第一項第二十二号に規定する除却敷地売却マンションをいう。次条第一項において同じ。）及びその敷地について二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とするには、次に掲げる順序に従って登記事項に順序を付するものとする。

一　建物の表題部の変更の登記の申請

二　所有権の移転の登記の申請

三　地上権又は賃借権の移転の登記の申請

四　所有権以外の権利の登記の抹消の申請

4　第一項の場合において、売却敷地（法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地をいう。）について二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とするには、次に掲げる順序に従って登記事項に順序を付するものとする。

一　所有権の移転の登記の申請

二　地上権又は賃借権の移転の登記の申請

三　所有権以外の権利の登記の抹消の申請

第十六条を第二十条とする。

第十五条第一項中「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条中「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に、「及び第十二条第二項」を「から第四項まで及び第十六条第二項」に改め、同条を第十八条とし、第十三条を第十七条とし、第十二条を第十六条とし、第十一条を第十五条とし、第十条の次に次の四条を加える。

（除却敷地売却マンションの滅失の登記の申請）

第十一条　マンション除却敷地売却事業（法第二条第一項第十九号に規定するマンション除却敷地売却事業をいう。）を実施する者は、除却敷地売却マンションが滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならない。

2　前項の登記の申請をする場合には、分配金取得計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（補償金支払手続開始の登記）

第十二条　法第百六十三条の三十三第一項の規定による補償金支払手続開始の登記の申請をする場合には、法第百六十三条の三十三第一項の公告があったことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（権利消滅期日後の登記の申請）

第十三条　法第百六十三条の四十三第一項の規定によってする登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によってしなければならない。

2　前項の登記の申請をする場合には、不動産登記令第三条各号に掲げる事項のほか、法第百六十三条の四十三第一項の規定により登記の申請をする旨を申請情報の内容とし、かつ、補償金支払計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（除却マンションの滅失の登記の申請）

第十四条　マンション除却事業を実施する者は、除却マンション（法第二条第一項第二十六号に規定する除却マンションをいう。）が滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならない。

2　前項の登記の申請をする場合には、補償金支払計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条・第二十二条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

第十一条第二項第九号中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号」に改める。

第十六条第二項中「第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合において」を「第五十六条第一項（第五号及び第七号に係る部分を除くものとし、公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したとき」に改める。

第十八条を削る。

第十九条第二項を削り、同条を第十八条とする。

第二十条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第十九条とし、第五章中第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

附　則

この政令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○厚生労働省令第二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～五十一　（略）	一～五十一　（略）
五十二　イソプロピル＝一―（一―フェニルエチル）―一Ｈ―イミダゾール―五―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
五十三～百十三　（略）	五十二～百十二　（略）
百十四　一―［一―（三―クロロフェニル）シクロヘキシル］ピペリジン及びその塩類	（新設）
百十五～百三十　（略）	百十三～百二十八　（略）
百三十一　Ｎ・Ｎ―ジエチル―七―メチル―四―［四―（トリメチルシリル）ベンゾイル］―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類	（新設）
百三十二～三百十　（略）	百二十九～三百七　（略）
三百十一　四―メチル―一―（二―メチルフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類	（新設）
三百十二～三百六十一　（略）	三百八～三百五十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○経済産業省令第五号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）第五十五条第八項の規定に基づき、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月四日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則（令和六年経済産業省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（代替措置の要件）	（代替措置の要件）
第七十六条　令第五十五条第八項の経済産業省令で定める場合は、当該登録記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。	**第七十六条**　令第五十五条第八項の経済産業省令で定める場合は、当該登録記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。
一　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条第一項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。	一　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。
二～四　（略）	二～四　（略）

附　則

この省令は、令和八年三月十日から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第六十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次の事業所を設置する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

令和八年三月四日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

登録検査機関の名称	設置する事業所の名称	設置する事業所の所在地	設置の日
一般財団法人日本穀物検定協会	一般財団法人日本穀物検定協会総合研究所	埼玉県吉川市大字高久野会四百八十	令和七年十月六日

○厚生労働省告示第六十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次の事業所を廃止する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

令和八年三月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

登録検査機関の名称	廃止する事業所の名称	廃止する事業所の所在地	廃止の日
一般財団法人日本穀物検定協会	一般財団法人日本穀物検定協会中央研究所	千葉県市川市新井二丁目十七番三号	令和七年九月二十九日
一般財団法人日本穀物検定協会	一般財団法人日本穀物検定協会東京分析センター	東京都江東区塩浜一丁目二番一号	令和七年十月五日
一般財団法人食品環境検査協会	一般財団法人食品環境検査協会横浜事業所	神奈川県横浜市中区北仲通二丁目十五番地	令和七年十二月一日

○厚生労働省告示第六十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地について次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

令和八年三月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の代表者の氏名の変更

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
一般財団法人食品環境検査協会	**廣**瀬　裕	伊藤　一夫	令和七年六月十九日
公益社団法人日本食品衛生協会	三田　芳裕	鵜飼　良平	令和七年六月二十日
一般社団法人愛知県薬剤師会	川邉　祐子	岩月　進	令和七年六月二十二日

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更

登録検査機関の名称	変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地	変更の日
株式会社ＬＳＩメディエンス	東京都板橋区志村三丁目三十番一号	東京都港区芝浦一丁目二番三号	令和七年六月二十三日

○厚生労働省告示第六十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の休止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

令和八年三月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の製品検査の業務の休止

登録検査機関の名称	休止する製品検査の業務	休止の期間
株式会社ＭＩＺＵＫＥＮ	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	令和七年十月十日から令和八年三月三十一日まで

○農林水産省告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県廿日市市宮内字入野一〇七〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入野一〇七〇の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口篠原字志木山一八〇〇の二七、一八二四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字上小坂字下足倉七六四の一、七六六の一、七六六の二、甲七六七、七六七の二、甲七六八、乙七六八、大字下小坂字反替戸六二〇の一、六二二から六二七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県鶴岡市一霞字宮之前一の二、六の一二、二八六の三、二八九の一、二八九の二、二八九の四、二九〇、二九一の一から二九一の三まで、字松之本九五の二、一〇一の一、一〇一の二、一〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　静岡県熱海市熱海字姫ノ尾一八〇二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び熱海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県白河市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　雪崩の危険の防止

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県上越市大字中桑取字蕨野六〇三の一、六〇四、六〇五、六〇七、六〇八の一、六〇八の二、六〇九の二、六一〇の二、六一三の二、六一三の三、六一四の一、六一四の二、六一五の一、六一五の二、六二〇から六二五まで、六二七、六二八、大字三伝字大志ら九二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第五十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月四日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年三月九日（予備、同月十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　(エ)　自衛艦九隻

射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月四日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年三月九日（予備、同月十日から同月十四日）の〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月四日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年三月九日（予備、同月十日から同月十二日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月四日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年三月九日（予備、同月十日から同月十二日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百四十号船橋都市計画道路事業三・四・二十二号西浦藤原町線、三・五・二十三号藤原町馬込町線及び市川都市計画道路事業三・三・九号柏井大町線

三　事業施行期間　自平成十三年六月一日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　幸手都市計画道路事業三・五・六十一号国納橋通り線

三　事業施行期間　自令和八年三月四日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字沼端、大字和戸字宿、宮代台一丁目及び和戸二丁目地内

使用の部分　埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字沼端、大字和戸字宿、宮代台一丁目及び和戸二丁目地内

○中部地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月四日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年中部地方整備局告示第三号名古屋都市計画下水道事業日光川下流流域下水道

三　事業施行期間　自平成十五年一月六日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月四日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年中部地方整備局告示第二十八号御殿場小山広域都市計画道路事業三・四・十一号新橋茱萸沢線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月十五日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月四日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第五百二十七号尾張都市計画下水道事業日光川上流流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年三月五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

議案提出

三月二日議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之外四名提出）

質問書転送

三月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

施政方針演説等における幾つかの点に関する質問主意書

辞令

（国際部渉外課渉外主幹）衆議院参事　國廣恵理子

国際部渉外課長を命ずる（三月一日）

参議院

質問主意書提出

三月二日議員から次の質問主意書が提出された。

電話リレーサービスの利便性向上及び周知徹底に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四号）

質問主意書転送

三月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一号）

東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号機の相次ぐ不具合と原子力規制委員会の不十分な審査体制及び老朽化した原発再稼働の是非に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二号）

関東大震災直後の帝国議会における司法大臣答弁で言及された朝鮮人虐殺に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三号）

人事異動

内閣

（岐阜地方裁判所判事兼岐阜家庭裁判所判事・岐阜簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　加島　滋人

（広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事）同　河田　泰常

（広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事）同　井上　一成

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（二月二十八日）

内閣総理大臣秘書官に任命する

内閣総理大臣秘書官　松井　正幸

願に依り本官を免ずる

（東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　橘　高志

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上三月二日）　海老澤圭子

内閣府

総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎
内閣官房長官　木原　稔
デジタル大臣　松本　尚
復興大臣　牧野　京夫
（牧野たかお）
内閣府特命担当大臣　黄川田仁志
同　城内　実
同　小野田紀美

中央防災会議委員に任命する（各通）
総務大臣　林　芳正
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
防衛大臣　小泉進次郎
国家公安委員会委員長　赤間　二郎
（あかま二郎）

国際平和協力本部員に任命する（各通）（以上二月十八日）
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
防衛大臣　小泉進次郎
内閣官房長官　木原　稔
内閣府特命担当大臣　黄川田仁志
（牧野たかお）
同　城内　実
同　小野田紀美

公害対策会議委員に任命する（各通）（二月二十六日）
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
内閣府特命担当大臣　黄川田仁志
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣府特命担当大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
内閣府特命担当大臣　小泉進次郎
防衛大臣　木原　稔
内閣官房長官　松本　尚
デジタル大臣　牧野　京夫
内閣府特命担当大臣　黄川田仁志
復興大臣　城内　実
（牧野たかお）
内閣府特命担当大臣　赤間　二郎
（あかま二郎）

国家公安委員会委員長　林　芳正
内閣府特命担当大臣　平口　洋
内閣府特命担当大臣　茂木　敏充
デジタル大臣　片山さつき
内閣府特命担当大臣　松本　洋平
復興大臣　上野賢一郎
内閣官房長官　鈴木　憲和
防衛大臣　赤澤　亮正
内閣府特命担当大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
内閣府特命担当大臣　小泉進次郎
国土交通大臣　木原　稔
内閣府特命担当大臣　松本　尚
経済産業大臣　牧野　京夫
農林水産大臣　（牧野たかお）
内閣府特命担当大臣　赤間　二郎
（あかま二郎）
同　黄川田仁志
同　城内　実
同　小野田紀美

高齢社会対策会議委員に任命する（各通）
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
文部科学大臣　茂木　敏充
厚生労働大臣　片山さつき
農林水産大臣　松本　洋平
経済産業大臣　上野賢一郎
内閣府特命担当大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　赤澤　亮正
内閣府特命担当大臣　金子　恭之
防衛大臣　石原　宏高
内閣官房長官　小泉進次郎
内閣府特命担当大臣　木原　稔
デジタル大臣　松本　尚
内閣府特命担当大臣　牧野　京夫
復興大臣　（牧野たかお）
内閣府特命担当大臣　赤間　二郎
（あかま二郎）
同　黄川田仁志
同　城内　実
同　小野田紀美

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）
内田　一之
金子平八郎

農林水産物・食品輸出本部員に任命する（以上二月二十七日）
築地　昭二　槌谷吉四郎

正六位に叙する（各通）
金子　勝一
若穂囲正英
水野　仁

従六位に叙する（各通）
村松　弘　渡部　久雄

正七位に叙する
浅見　節子　植木　正昭
落合　育朗　菅　良信

従七位に叙する（以上一月二十六日）
（東京学芸大学名誉教授）
杉山　吉茂

正四位に叙する
（国立大学法人職員）
塚原　聡

従四位に叙する
田澤　正敏

従五位に叙する
岩下　保男　斎藤　清一
谷　文雄　鶴岡　稔男

正六位に叙する（各通）
安宅　弘昌　河村　廣治
久住　正也　高星　正義
宮崎　積善

従六位に叙する（各通）
（警視庁警部補）
皆川　潔

正七位に叙する（各通）
八嶋　茂雄

従七位に叙する（各通）（以上一月二十七日）
（千葉大学名誉教授）
工藤　一浩

正四位に叙する（各通）
（高岡短期大学名誉教授）
宮本　匡章

従五位に叙する
五藤　修一
浜田　忠士

正六位に叙する（各通）
五十嵐光正
藤波　洋

従六位に叙する（各通）
阿部　信夫

正七位に叙する
岩本　季忠

従七位に叙する（以上一月二十八日）

○叙勲

瑞宝小綬章を授ける
金子平八郎

瑞宝双光章を授ける（以上一月二十六日）
（東京学芸大学名誉教授）
杉山　吉茂

瑞宝中綬章を授ける
（国立大学法人職員）
塚原　聡

瑞宝小綬章を授ける
植田　利治
仲澤　修

瑞宝双光章を授ける（以上一月二十七日）
（千葉大学名誉教授）
工藤　一浩

瑞宝中綬章を授ける
八嶋　茂雄

瑞宝単光章を授ける（以上一月二十七日）
（千葉大学名誉教授）
工藤　一浩

瑞宝双光章を授ける（各通）
五藤　修一
浜田　忠士
村田美佐雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十八日）
石橋　直喜　岩本　季忠

皇室事項

御祝電

天皇皇后両陛下は、ブルネイ国王陛下の王孫御誕生につき、二月二十七日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ブルガリアの国祭日につき、三月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録生存講習機関の登録に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年３月４日

国土交通大臣　金子　恭之

1．登録年月日
令和８年２月10日
2．登録番号
登録生存講習機関第12号
3．登録生存講習機関の名称
新日本海フェリー株式会社
4．住所
大阪府大阪市北区梅田二丁目５番25号
5．代表者の氏名
代表取締役　入谷　泰生
6．登録を行う講習の種類
生存講習
7．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
新日本海フェリー株式会社
大阪府大阪市北区梅田二丁目５番25号

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年３月４日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年２月10日
２．登録番号
　登録生存講習機関第13号
３．登録生存講習機関の名称
　一般財団法人日本船舶職員養成協会
４．住所
　神奈川県横浜市中央区本牧ふ頭３番地
５．代表者の氏名
　代表理事　谷山　　將
６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　一般財団法人日本船舶職員養成協会
　神奈川県横浜市中央区本牧ふ頭３番地

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年３月４日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年２月10日
２．登録番号
　登録生存講習機関第14号
３．登録生存講習機関の名称
　独立行政法人海技教育機構
４．住所
　神奈川県横浜市中区北中通５―57
　横浜第二合同庁舎20階
５．代表者の氏名
　理事長　田島　哲明
６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　独立行政法人海技教育機構
　兵庫県芦屋市西蔵町12―24

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年３月４日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年２月10日
２．登録番号
　登録生存講習機関第15号
３．登録生存講習機関の名称
　ＪＦＥ物流株式会社
４．住所
　東京等千代田区内幸町二丁目２番３号
５．代表者の氏名
　代表取締役　古川　誠博
６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　ＪＦＥ物流株式会社　内航海運部
　広島県福山市鋼管町１番地

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年３月４日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年２月12日
２．登録番号
　登録生存講習機関第16号
３．登録生存講習機関の名称
　一般財団法人尾道海技学院
４．住所
　広島県尾道市栗原東二丁目18番43号
５．代表者の氏名
　代表理事　宗重　好夫
６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　一般財団法人尾道海技学院
　広島県尾道市栗原東二丁目18番43号

登録消火講習機関の登録に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年３月４日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年２月10日
２．登録番号
　登録消火講習機関第13号
３．登録消火講習機関の名称
　一般財団法人日本船舶職員養成協会
４．住所
　神奈川県横浜市中央区本牧ふ頭３番地
５．代表者の氏名
　代表理事　谷山　　將
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　一般財団法人日本船舶職員養成協会
　神奈川県横浜市中央区本牧ふ頭３番地

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年３月４日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年２月10日
２．登録番号
　登録消火講習機関第14号
３．登録消火講習機関の名称
　独立行政法人海技教育機構
４．住所
　神奈川県横浜市中区北中通５―57
　横浜第二合同庁舎20階
５．代表者の氏名
　理事長　田島　哲明
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　独立行政法人海技教育機構海技大学校
　兵庫県芦屋市西蔵町12―24

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年３月４日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年２月10日
２．登録番号
　登録消火講習機関第15号
３．登録消火講習機関の名称
　ＪＦＥ物流株式会社
４．住所
　東京都千代田区内幸町二丁目２番３号
５．代表者の氏名
　代表取締役　古川　誠博
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　ＪＦＥ物流株式会社　内航海運部
　広島県福山市鋼管町１番地

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年３月４日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年２月12日
２．登録番号
　登録消火講習機関第16号
３．登録消火講習機関の名称
　一般財団法人尾道海技学院
４．住所
　広島県尾道市栗原東二丁目18番43号
５．代表者の氏名
　代表理事　宗重　好夫
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　一般財団法人尾道海技学院
　広島県尾道市栗原東二丁目18番43号

近畿地方整備局公示

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第一項の規定に基づき、次のように舟又はいかだの長さ、幅、水面上の高さ又は喫水の最高限度を指定する。ただし、この指定は、令和八年三月十四日から適用する。

令和八年三月四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

区分	水系名	河川名	閘門又は水門の名称	長さ	幅	水面上の高さ	喫水	備考（通航時間）
指定	淀川	淀川	淀川ゲート ウエイ	六十二メートル	十八メートル	三・五メートル	二メートル	午前八時三十分から日没まで

備考

区分欄中「指定」は、河川名の欄に掲げる河川の閘門について、新たに指定するものを示す。

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第三項の規定に基づき、次のように通航方法の指定を変更する。ただし、この指定の変更は、令和八年三月十四日から適用する。

令和八年三月四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

区分	水系名番号	舟又はいかだの別	航路	通航時間	速度
旧	淀川一	舟・いかだ	現地に建植する航路標柱イ・ロ・ハ・ニ・ホ及び標柱二号・一号を順次結んだ線と標柱イと標柱一号を結んだ線で囲まれた水域並びに、現地に建植する航路標柱ヘ・ト及び標柱四号・三号を順次結んだ線と航路標柱ヘと標柱三号を結んだ線で囲まれた水域	日出から日没まで	二ノット以下
新	〃	〃	現地に建植又は設置する航路標柱イ・ロ・ハ、航路標識ニ・ホ・チ、航路標柱リ及び標柱二号・一号を順次結んだ線と航路標柱イと標柱一号を順次結んだ線で囲まれた水域並びに、現地に建植又は設置する航路標柱ヌ、航路標識ル・カ、航路標柱ヨ及び標柱四号・三号を順次結んだ線と航路標柱ヌと標柱三号を結んだ線で囲まれた水域	日出から日没まで	〃
変更 新	〃	〃	現地に設置する航路標識ホ、航路標へ、航路標識ワ・カ・ル・ヲ、航路標ト、航路標識チ・ホを順次結んだ線で囲まれた水域	午前八時三十分から日没まで	〃

備考

区分欄中「変更」は、水域番号欄に掲げる水域の通航方法について、この表の「旧」に掲げるものを「新」の行に掲げるとおり変更することを示す。

労　　働

最低工賃の改正決定に関する公示

青森労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、青森県電気機械器具製造業最低工賃（令和５年青森労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月４日

青森労働局長　角井　伸一

１　適用する家内労働者　青森県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格		金額
シールド線	端末加工（シールド線をむき、芯線をむき出し、よじり、はんだ付けを行うことをいう）			100本につき625円96銭
コネクター	差し（コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう）	１端子ごとに差すもの		100端子につき34円32銭
		連続端子となっているもの		100回につき73円75銭
アルミ電解コンデンサー	目視による完成品外観検査	テーピング状で行うもの	自動検査済みのもの	100個につき13円74銭
			バラ状で行うもの	100個につき24円42銭

４　効力発生の日　令和８年５月１日

諸事項

公告

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２００１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　鶚株式会社
代表清算人　宮原　一東
１　決定年月日　令和８年２月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０７０号
東京都品川区西五反田２丁目12番３号
清算株式会社　株式会社ニューロ
１　決定年月日　令和８年２月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０７１号
東京都品川区西五反田２丁目12番３号　第一誠実ビル８Ｆ
清算株式会社　株式会社ｄ２ｃｏｎｎｅｃｔ
１　決定年月日　令和８年２月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０００４号
仙台市泉区山の寺１丁目39番40号
清算株式会社　株式会社ユニ・メディア
代表清算人　猪岡　英生
１　決定年月日　令和８年２月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、残余資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した金額につき、協定債権にかかる利息及び遅延損害金を含めその債務を全額免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第２０７４号
東京都葛飾区東金町３丁目４番６号
清算株式会社　株式会社ＴＴＳ
代表清算人　飯野　龍介
1　決定年月日　令和８年２月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　定義
本協定案において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。
2　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
3　新たな財産が発見された場合の取扱い
前記２記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて協定債権者に対して弁済する。この場合、前記２に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０７８号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＮＫ管財株式会社
代表清算人　佐藤　英人
1　決定年月日　令和８年２月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更
協定債権（以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。
⑴　債権債務の確認
ＮＫ管財株式会社（以下「会社」という）が各協定債権者に対し負担している令和７年４月30日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定案別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。
⑵　協定債権者に対する弁済
会社は、協定債権者萩原義數、萩原啓子及び萩原正数を除く各協定債権者（以下「本協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日から２か月以内に、別紙協定案別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。
⑶　本協定債権者による債務免除
本協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、会社に対するその余の債務を免除する。
⑷　その他の協定債権者による債務免除
協定債権者萩原義數、萩原啓子及び萩原正数は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者萩原義數、萩原啓子及び萩原正数に対して負担する一切の債務を免除する。
⑸　新たな財産が発見された場合の追加弁済
会社は、前記⑵の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定案別表の「配当基準額」欄記載の金額割合に応じて支払う。この場合においては、前記⑶の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
2　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　本協定債権者の弁済受領不能等
会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０３０号
大阪市淀川区西中島４丁目２番８号
清算株式会社　グローバルスタイル株式会社
代表清算人　大津　和士
1　決定年月日　令和８年２月18日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　弁済及び免除
1　清算株式会社は、本協定認可決定確定日から１ヶ月以内に、別紙弁済額一覧表記載の協定債権者に対し、別紙弁済額一覧表の「弁済額」記載の金員を弁済する。本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
2　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、別紙弁済額一覧表記載の協定債権額（元本）に利息及び遅延損害金を加えた額から弁済額を控除した残額を免除する。
第２　残余財産発見時の追加配当
第１・１の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額（元本）の割合に応じて弁済する。この場合、第１・２の規定による各残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月九日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｒｅｌａｔｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

栃木県宇都宮市駒生町一〇六一―一七

合同会社Ｒｅｌａｔｅ

代表社員　渡辺　友輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社旭とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目一〇七―八―一〇Ｅ　合同会社旭

代表社員　上澤恵理子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

東京都新宿区大久保二丁目三番一八号

合同会社オンザエッヂ

代表社員　山内　勇人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

東京都新宿区西新宿三丁目九番七号フロンティア新宿タワーオフィス三階

栞アドバイザリー合同会社

代表社員　鈴木大二郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月七日であり、組織変更後の商号は株式会社ＣＹＫＬＵＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

神奈川県横浜市中区常盤町三丁目三〇番一号ＳＯＬＡＣＵＢＥ横濱関内三～四Ｆ

合同会社ＣＹＫＬＵＳ

代表社員　平田　健夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

広島市中区幟町一三番一五号新広島ビルディング　ＵＮＩＣＯＲＥ合同会社

代表社員　山本　多恵（石原多恵）

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はあおきコンサルティング株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月六日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月二十五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

福岡市博多区博多駅前一丁目二三番二三号五Ｆ　レゼルグループ合同会社

代表社員　青木　大翔（三浦　大翔）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二十万円減少し九百八十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

埼玉県飯能市本町一九番二号

合同会社KIV Welfare冷蔵庫販売

代表社員　金井　滋

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社二瓶（住所福島県会津若松市新横町四番一三号）に対して当社の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年一月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月四日

福島県会津若松市新横町四番一三号

有限会社二瓶商店

代表取締役　二瓶　浩一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百三万四千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十五日

掲載頁　二頁

令和八年三月四日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイーストタワー四Ｆ

株式会社Ｙ４．ｃｏｍ

代表取締役　安嶋　幸直

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.univasec.com/

令和八年三月四日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

株式会社ＵＮＩＶＡ証券

代表取締役　稲川　健司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月四日

神奈川県川崎市麻生区黒川六〇九番地三

有限会社オフィス日向庵

代表取締役　熊沢　曜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した事業年度はありません。

令和八年三月四日

大阪市中央区南船場四丁目四番二一号

ＴｏｄａＢｕｉｌｄｉｎｇ心斎橋八Ｆ

株式会社Ｚ　ＰＯＷＥＲ

代表取締役　谷田　勝巳

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月十九日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年六月頃開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年三月四日

東京都新宿区新宿一丁目一番一一号

野原グループ株式会社

代表取締役　野原　弘輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月四日

東京都八王子市八日町二番三号

佐藤株式会社

代表取締役　佐藤正太郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月四日

横浜市中区翁町一丁目四番一号

株式会社ダイヤモンドアイズ

代表取締役　高木　泉（黒沼　泉）

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月四日

新潟市東区卸新町三丁目一六番地一九

北越産業株式会社

代表取締役　渡邊　秀照

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月四日

広島市西区中広町二丁目七番一七号

株式会社コトブキ

代表取締役　上木　博登

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月四日

徳島市論田町本浦下八五番地

マエダ産業株式会社

代表取締役　篠原　茂

出資一口の金額の減少公告

当組合は、出資一口の金額を十万円から一万円とすることにいたしました。

総会の決議は、令和八年二月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

愛知県安城市三河安城本町二―一一―七

錦見ビル五Ｆ―Ａ　愛知技術革新協同組合

代表理事　鈴木　高伸

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億三千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/11077/11077.html

令和八年三月四日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Ｐｌｕｔｏ特定目的会社

取締役　福永　隆明

訂正公告

令和八年二月十九日（号外第三十五号）掲載の無縁墳墓等改葬公告中、一、墳墓等所在地「東京都港区高輪二丁目四番二五号」とあるは「東京都港区高輪二丁目一四番二五号」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年三月四日

東京都港区高輪二丁目一四番二五号

宗教法人正覚寺

代表役員　津田　徳誠

訂正公告

令和八年一月二十九日掲載の被相続人　亡　畑瀬　一武に係る限定承認公告中、被相続人の本籍、最後の住所及び相続財産清算人の住所中「大字小福川」とあるは「大字小副川」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

令和八年三月四日

佐賀県佐賀市富士町大字小副川五九二三番地第一

相続財産清算人　畑瀬　勝旭

訂正公告

令和八年二月二十七日（号外第四十一号）掲載の（甲）伊藤建設株式会社と（乙）伊藤ビル株式会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、乙の決算公告の資本剰余金の内訳「その他利益剰余金」とあるは「その他資本剰余金」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月四日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年一月二十一日官庁報告欄法務省告示配第五号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
一二三		三	名古屋市東区	名古屋市中村区
令和八年二月十八日官庁報告欄法務省告示配第二十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
九	ページ二段	終りから一一行目から一〇行目までを削除する。		